

伐採及び伐採後の造林の届出書の添付書類チェックリスト

添付書類	具体例	確認
森林の位置図及び区域図	・国土地理院地図や森林計画図、空中写真等に森林の位置及び伐採区域の外縁を明示したもの	☐
本人確認書類	・【法人の場合】法人の登記事項証明書 等 ・【法人でない団体の場合】団体の規約及び名簿 等 ・【個人の場合】運転免許証、個人番号カード等の写し	☐
他の行政庁の許認可状況を記載した書類 <u>(※１)</u> ☐	・【許認可済の場合】許認可証の写し等 ・【申請中の場合】許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類 ・【申請前の場合】許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類	☐
伐採後の造林をする権原を有することを証する書類 <u>(※２)</u> ☐	・土地の登記事項証明書 【その他証明書類例】 ・土地の売買契約書 ・遺産分割協議書 ・贈与契約書 ・固定資産税納税通知書 ・伐採後の造林の受委託契約書 ・林地台帳 ・土地の賃貸契約書 ・森林の土地の所有者届	☐
【申請者が森林所有者でない場合】 森林を伐採する権原を有することを証する書類 <u>(※２)</u> ☐	・立木売買契約書 【その他証明書類例】 ・遺産分割協議書 ・伐採の同意書、承諾書 ・贈与契約書 ・伐採の受委託契約書	☐
隣接する森林の土地の所有者との境界確認を証する書類 <u>(※３)</u> ☐	・境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類	☐
市町村の長が必要と認める書類	・伐採及び集材に係るチェックリスト ・搬出計画図	☐

(※１) 他の行政庁の許認可が不要な場合は、書類の省略が認められます。

(※２) 権原関係を証する書類の添付が困難な場合には、権原に関する状況を記載した書類の添付でも認められます。

(※３) 次のいずれかを証する書類が添付された場合は、隣接する森林の土地の所有者との境界確認を証する書類の省略が認められます。

- ・届出対象の森林が隣接する森林の土地との境界に接しないことが明らかな場合
- ・地形、杭や目印となる立木等により、届出対象の森林と隣接する森林の土地との境界が明らかな場合
- ・届出対象の森林に隣接する森林の土地所有者と境界確認を確実に行うことが認められる場合

【伐採及び集材に係るチェックリスト 参考様式】

伐採及び集材に係るチェックリスト

年 月 日

伐採する者：_____

森林の所在場所：_____

チェック項目	確認
(1) 伐採の方法及び区域の設定 ①森林所有者に対し再造林の必要性等を説明し、意識向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入など作業効率の向上に努める。 ②伐採する区域の明確化を行う。 ③林地や生物多様性の保全に配慮して伐採方法を決定するとともに、群状択伐等による複層林化や伐採区域を分割して伐採時期をずらすなど、伐採を空間的、時間的に分散させる。 ④また、必要に応じて保護樹帯や保残木を設定し、架線や集材路を通過させる場合は影響範囲を最小限にする。	☐
(2) 林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設 ①現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、水の流れ及び湧水、土砂の崩落、地割れの有無等を十分確認したうえで、土砂の流出・崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定し、集材路・土場の配置を必要最小限にする。 ②集材方法については、現地の条件にあわせ、路網と架線を適切に組み合わせる計画するとともに、土砂の流出・崩壊を起こすおそれがある場合は、路網の作設を避ける。 ③土場の作設時は法面を丸太組みで支える等の十分な対策を講じる。 ④集材路の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑤ヘアピンカーブが必要な場合は、地盤の安定した箇所に設置する。 ⑥集材路・土場は溪流から距離を置いて配置する。 ⑦集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑧土質が粘性土の場合は、作設を極力避け、やむを得ず設置する場合は、柵工等により土砂の流出や溪流の濁りの発生防止を図る。 ⑩集材路等が隣接地を経由する場合は、所有者と十分な調整を行う。 ⑪継続的に用いる道の場合は、森林作業道作設指針に基づき作設する。 ⑫幅員3mを超える道の作設時は、その面積が1haを超えないこと。	☐

(3) 人家、道路、取水口周辺等での配慮 ①付近に保全対象がある場合は、集材路・土場の作設はしない。やむを得ない場合、管理者との調整や被害防止等の十分な対策を講じる。 ②水道の取水口の周辺では集材路・土場の作設はしない。 ③伐採時は伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意をはらう。	☐
(4) 生物多様性と景観への配慮 ①希少な野生生物の生息・生育を知った場合は、必要な対策を講じる。 ②集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。	☐
(5) 切土・盛土 ①切土高は極力低く抑える。盛土は高さを低く抑えるとともに、しっかり絞め固め、必要に応じて、丸太組み工法等を活用する。 ②残土の発生は避ける。やむを得ず発生した場合、溪流を避け、地盤が安定した箇所に分散して置き、流出防止の十分な対策を講じる。	☐
(6) 路面の保護と排水の処理 ①地形を利用した上り坂と下り坂の切り替えなどにより、雨水の集中を避けるとともに、路面から谷側斜面への排水を促す。 ②排水は、尾根部や常水の谷等の侵食されにくい箇所でこまめに行う。	☐
(7) 溪流横断箇所の処理 ①暗渠を用いる場合は、十分な大きさのものと土砂だめにより詰まり対策を行い、洗い越しとする場合は、横断箇所で路面を一段下げる。 ②洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させる。	☐
(8) 作業実行上の配慮 ①集材路・土場は、作業終了後に一定期間使用しない場合には、土砂の流出を防止するための措置を講じる。 ②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。やむを得ず通行する場合は、丸太等の敷設により、路面を保護する。 ③伐採後の植栽作業や天然更新を想定して枝条等を整理する。造林事業者が決まっている場合には、現場の後処理等の調整をする。 ④枝条等は木質バイオマス資材等への有効利用を検討する ⑤枝条等を現場に置く場合は、場所を分散させ、積み上げず、杭を打つ等の流出対策を行う。また、溪流沿い、道路脇への配置は避ける。	☐
(9) 事業実施後の整理 ①集材路・土場は植栽等により植生の回復を促す。 ②伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。 ③現場を引き上げる前に、現地状況を森林管理者に確認してもらう。	☐

【森林の位置図及び区域図 参考図】

森林の区域図（搬出計画図を含む）



境界：林齢の異なるスギ林
別添現地写真のとおり

※なお、境界に関する争いが生じた場合には、
届出者の責任において対応を行います。

伐採区域	 赤
土場	 緑
集材路	 青
作業道	 茶
林道 等	 黒
境界線	 黄

【他の行政庁の許認可状況を記載した書類 参考様式】

許認可の申請状況について

年 月 日

〇〇市町長 殿

住 所
氏 名

届出の対象である森林の伐採（又は土地の形質変更）については、次のとおり必要な手続を進めています（又は進める予定です）。

- ・許認可の種類 〇〇法第〇条の木竹の伐採許可
 - ・申 請 先 〇〇県〇〇部〇〇課
 - ・申 請 年 月 日 〇〇年〇〇月〇〇日
- （又は申請予定時期）

【立木の伐採について許認可を要する区域と相談窓口の参考一覧】

区域の種類	規制対象となる行為	参考 URL・相談窓口
1. 保安林	・ 全域：皆伐及び 天然林における択伐	三重県農林水産事務所森林・林業室
2. 砂防指定地	・ 全域：1ha 以上の皆伐・択伐	三重県建設事務所管理課
3. 急傾斜地崩壊危険区域	・ 全域：立木の伐採	三重県建設事務所管理課
4. 国立公園区域	・ 特別保護地区：立木の伐採 ・ 特別地域：立木の皆伐・択伐	環境省中部地方環境事務所
5. 国定公園区域 都道府県立自然公園区域	・ 特別保護地区：立木の伐採 ・ 特別地域：立木の皆伐・択伐	三重県農林水産事務所森林・林業室
6. 自然環境保全地域	・ 特別地区：立木の伐採	環境省中部地方環境事務所
7. 都道府県自然環境保全地域	・ 特別地区：立木の伐採	三重県農林水産事務所森林・林業室
8. 鳥獣保護区（国指定）	・ 特別保護地区：立木の伐採	環境省中部地方環境事務所
9. 鳥獣保護区（県指定）	・ 特別保護地区：立木の伐採	三重県農林水産事務所森林・林業室
10. 都市計画区風致地区	・ 全域：立木の伐採	各市町の都市計画法所管課
11. 特別母樹林	・ 全域：立木の伐採	林野庁森林整備部整備課
12. 特別緑地保全地区	・ 全域：立木の伐採	三重県県土整備部都市政策課
13. 生息地等保護区	・ 管理地区：立木の伐採	環境省中部地方環境事務所

【R5. 4. 1 時点の参考情報】

1. 保安林：対象の有無については地番の確認が必要、対象の場合、伐採造林届は不要
2. 砂防指定地：対象の有無については相談窓口への問い合わせが必要
3. 急傾斜地崩壊危険区域：[ホームページ](#)の区域図を参照
4. 国立公園区域：[ホームページ](#)の区域図を参照（[伊勢志摩国立公園](#)、[吉野熊野国立公園](#)）
5. 国定公園区域：[ホームページ](#)の区域図を参照
6. 自然環境保全地域：三重県内の指定なし
7. 都道府県自然環境保全地域：特別地区（いなべ市、大紀町、松阪市、明和町、紀北町）に指定あり
8. 鳥獣保護区（国指定）：特別保護地区（大台町、紀北町）の指定あり
9. 鳥獣保護区（県指定）：特別保護地区（菰野町、鈴鹿市、亀山市、名張市、伊勢市、熊野市）指定あり
10. 都市計画区風致地区：四日市市、津市、多気町、鳥羽市、伊勢市に指定あり
11. 特別母樹林：所有者の申請に基づき指定されている。
12. 特別緑地保全地区：三重県内の指定なし
13. 生息地等保護区：三重県内の指定なし

【土地の形質の変更により許認可を要する法規制の参考一覧】

区域の種類	規制法令の名称
① 保安林	・ 森林法
② 砂防指定地	・ 砂防法
③ 地すべり防止区域	・ 地すべり等防止法
④ 急傾斜地崩壊危険区域	・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
⑤ 土砂災害計画区域	・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
⑥ 宅地造成等工事規制区域	・ 宅地造成及び特定盛土等規制法
⑦ 特定盛土等規制区域	・ 宅地造成及び特定盛土等規制法
⑧ 国立公園	・ 自然公園法
⑨ 国定公園	・ 自然公園法
⑩ 都道府県立自然公園	・ 都道府県条例
⑪ 自然環境保全地域	・ 自然環境保全法
⑫ 都道府県自然環境保全地域	・ 自然環境保全法（都道府県条例）
⑬ 鳥獣保護区	・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
⑭ 都市計画区風致地区	・ 都市計画法（都道府県条例）
⑮ 史跡名勝天然記念物	・ 文化財保護法
⑯ 特別緑地保全地区	・ 都市緑地法
⑰ 生息地等保護区	・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

【伐採後の造林をする権原を有することを証する書類の林地台帳等による代替 参考様式】

土地の登記事項証明書の代替について

年 月 日

〇〇市町村長 殿

住 所
氏 名

森林法施行規則第 9 条第 3 項第 4 号に掲げる書類は、林地台帳（または〇〇年〇〇月〇〇日付け森林の土地の所有者届出書）のとおりです。

【伐採後の造林をする権原に関する状況を記載した書類 参考様式】

森林の土地の所有権について

年 月 日

〇〇市町長 殿

住 所
氏 名

本届出の対象の森林の土地について、登記簿上の所有者は△△△△氏ですが、○年○月○日に△△△△氏から〇〇〇〇が口頭契約により購入したため、現在の所有者は届出者である〇〇〇〇です。

【伐採権原に関する状況を記載した書類 参考様式】

伐採の権原について

年 月 日

〇〇市町長 殿

住 所
氏 名

〇〇市〇〇町〇〇〇-〇の森林の立木は、〇年〇月〇日に登記簿上の森林の土地の所有者である△△△△氏から届出者である〇〇〇〇氏が購入したものです。なお、△△△△氏との売買契約は口頭により行われたため、契約書は存在しません。

【隣接する森林の土地の所有者との境界確認を証する書類 参考様式】

隣接森林所有者との境界確認の状況について

年 月 日

〇〇市町長 殿

住 所
氏 名

〇〇市〇〇町〇〇〇-〇の森林の立木の伐採にあたり、隣接する以下の森林所有者と境界確認を行いました。

地番	森林所有者		確認方法
	住所	氏名	
〇〇〇-△	〇〇市〇〇町〇〇	××××	〇年〇月〇日 現地立会
〇〇〇-□	〇〇市〇〇町〇〇	●●●●	〇年〇月〇日 書面通知により承諾
〇〇〇-▲	〇〇市〇〇町〇〇	□□□□	〇年〇月〇日 書面通知

〇〇〇-▲の森林の所有者である□□□□氏に境界確認に係る書面を送ったものの当該書面が返送され、連絡がつかない状況です。

このため、伐採する森林の境界については、地籍図や地域の精通者である××××氏の意見を参考とし、判断しました。

なお、境界に関する争いが生じた場合には、届出者の責任において対応を行います。